

◇◆◇コンテンツ◇◆◇

- 1 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて
- 2 適正な有料職業紹介事業者の基準（チェックシート）を策定（厚生労働省）
- 3 定款に「役員等の損害賠償責任の一部免除に関する規定」を定めている場合
- 4 デジタル化・オンライン化のための補助金情報

1 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて

令和3年6月1日付けにて厚生労働省社会・援護局福祉基盤課より事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その5）」が発出されています。

新型コロナ流行下における法人運営関連の取扱いについて、昨年度同様に柔軟な対応が図られています。さらに、資産の総額の変更登記（6月末提出）についても、各法務局・地方法務局において、柔軟に対応されることとなりました。

【参照情報】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000787693.pdf>

2 適正な有料職業紹介事業者の基準（チェックシート）を策定（厚生労働省）

令和3年4月、厚生労働省が標記基準を策定しました。東社協経営相談室にも、有料職業紹介事業者とのトラブルについての相談が複数寄せられています。ぜひ、介護、保育分野以外の事業所でもご活用ください。

- 介護分野 <https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000763782.pdf>
- 保育分野 <https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000763783.pdf>

3 定款に「役員等の損害賠償責任の一部免除に関する規定」を定めている場合ご留意ください。

厚生労働省の定款例にはありませんが、理事、監事、会計監査人の責任の免除規定について、社会福祉法の条文を引用し定めている場合、先般の会社法改正に伴い、定款変更の対応が必要になりますので、ご留意ください。

これまでの根拠条文：社会福祉法第45条の20第4項

→変更する場合の根拠条文：社会福祉法第45条の22の2

4 デジタル化・オンライン化のための補助金情報

(1) 「第2期 中小企業デジタル化応援隊」事業

中小企業等・小規模事業者のさまざまな経営課題を解決する一助として、デジタル化・IT 活用の

専門的なサポートを充実させるため、フリーランスや兼業・副業人材等を含めた IT 専門家を「第Ⅱ期 中小企業デジタル化応援隊」として選定し、その活動を支援する取り組みです。

対象となる業務例 ※

- ・デジタル化課題の分析・把握・検討
- ・IT 導入に向けた支援

(例：テレワーク、Web 会議、EC サイト、キャッシュレス決済、セキュリティ強化 等)

※幅広いデジタル化関連のコンサルティングが対象

※デジタル関連コンサルティング等をはじめとした準委任契約に基づく支援が対象

(コンテンツ制作やデザイン等の請負契約については、本事業の対象外)

補助上限：最大 3,500 円/時間、中小企業等の実費負担は最低 500 円/時間以上 他条件有

【事業全体 特設サイト】⇒ <https://digitalization-support.jp/>

(2) IT 導入補助金 2021

中小企業・小規模事業者等が自社の課題やニーズに合った IT ツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。

<https://www.it-hojo.jp/applicant/subsidized-works.html>

(3) 【東京都 東京しごと財団】テレワーク促進助成金

「新しい日常」の働き方であるテレワークの定着・促進に向け、都内中堅・中小企業等のテレワーク機器・ソフト等のテレワーク環境整備に係る経費を助成します。

他の補助金等では対象外の「PC・タブレット等の購入費用」も助成対象です。

<助成対象事業者>

- ・常時雇用する労働者が 2 人以上 999 人以下で、都内に本社又は事業所を置く中堅・中小企業等
- ・都が実施する「2020TDM 推進プロジェクト」に参加していること
- ・都が実施する「テレワーク東京ルール実践企業宣言制度」に登録していること（実績報告時まで）

《従業員数 30～999 人》補助率 1/2・上限 250 万円

《従業員数 2～29 人》補助率 2/3・上限 150 万円

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/03-telesoku.html>

東京都社会福祉協議会 経営相談

月曜～金曜 祝祭日年末年始休み 9時～17時 TEL03-3268-7170

ご相談は、できるだけ、下記東社協ホームページ掲載の指定相談票をご使用の上、メールでお送りください。

HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html>

【メール】 fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp